

重度障害者医療費助成制度

○対象者

後期高齢者医療制度加入者を除く身体障害者手帳の1、2級又は、療育手帳A判定所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○所得制限基準

本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満(自立支援医療制度に準拠)であること。

○一部負担金

負担区分	一部負担金（1保険医療機関あたり）				
	外来		入院		
一般	1日600円まで (月2回)	中学3年生までは、医療機関等での窓口負担は、0円になります。	1割負担 (2,400円まで)	連続して3ヶ月入院した場合、4ヶ月目以降、負担金はなし。	中学3年生までは、医療機関等での窓口負担は、0円になります。
低所得者(*)	1日400円まで (月2回)		1割負担 (1,600円まで)		

(*)本人・配偶者・扶養義務者が市町村民税非課税者で年金収入80万9,000円以下かつ、年金収入を加えた所得80万9,000円以下の方

70歳から74歳の方は、医療機関等窓口で高齢受給者証を提示された場合のみ、受給者証が使用できます。

○注意していただきたいこと

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害給付を受けた場合は、重度障害者医療費助成制度の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・入院、通院に関わらず医療費が高額になる場合は、重度障害者医療費受給者証と、加入している健康保険組合等が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を併せて、医療機関等窓口で提示してください。(オンライン資格確認の場合を除く)
- ・上郡町外国保や兵庫県外国保、特定国保(全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険)に加入されている方は、保健医療機関等で限度額適用認定証を提示しなかった場合、受給者証が使用できないことがあります。あらかじめ加入健康保険組合から限度額適用認定証の交付を受け、受診の際は、健康保険証、重度障害者医療費受給者証、限度額適用認定証を提示してください。(オンライン資格確認の場合を除く)
- ・精神疾患の入院・通院の治療については、受給者証は使用できません。
- ・自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾病など、他の公費により医療費の助成を受けることができる場合は、受給者証は使用できません。

○届出が必要なとき

- 1)氏名の変更・転居・死亡・転出されたとき
- 2)加入している健康保険に変更があったとき
- 3)医療費受給者証をなくしたとき
- 4)交通事故など第三者による傷害を受けたとき
- 5)生活保護を受けたとき
- 6)障害者手帳の障害の程度の変更があったとき

○医療費の払い戻し手続き

次のような場合は、対象者ごとに申請を行い、審査・決定を受けると一部負担金を差し引いた医療費の払い戻しを受けることができます。

- ・兵庫県外の医療機関等で受診したとき
- ・健康保険証のみで受診したとき
- ・医師の指示によりコルセット等の治療用装具を作ったとき

《払い戻し手続きに必要なもの》

- 1)医療機関等発行の領収書(レシート不可)

※ レシートの場合は、名前及び総医療点数、日数、領収金額が記載されている領収書を医療機関等に発行してもらって下さい。

- 2)付加給付支給決定通知書(健康保険組合等から付加給付の支給があった場合)
- 3)高額療養費・療養費支給決定通知書(健康保険組合等から高額療養費・療養費の支給があった場合)
- 4)医師の意見書及び装具装着証明書(コルセット等の治療用装具を作ったとき)
- 5)医師の同意書及び施術証明書(あんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき)
- 6)医療費を請求する申請者名義の口座番号が分かるもの
- 7)資格確認書または資格情報のお知らせ
- 8)医療費受給者証

○災害等で重大な被害を受けた場合などは申請し、認められれば6ヶ月を限度に一部負担金を免除します。